

平成21年9月3日

本定例会にあたりまして監査報告の機会を得ましたことをありがたく存じます。

平成20年度一般会計・特別会計並びに公営企業会計の決算審査及び健全化判断比率、資金不足比率の審査を終了しましたので、その結果について概要をご報告申し上げます。

お手元に、それぞれ決算毎に審査意見書として詳細に報告を致しておりますので、ご高配賜りますようお願いいたします。

まず、今議会に提案されております平成20年度の一般会計・特別会計決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る6月末に市長から提出されました「各会計歳入歳出決算書」「財産調書」並びに「平成20年度主要な施策の成果及び予算執行の実績報告書」を主として、栗東市監査基準に沿って実施いたしました。

また、平成20年度財政健全化審査、経営健全化審査につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、それぞれ算定の基礎となる事項を記載した書類により審査を実施いたしました。

各課から提出されました資料に基づき、議会選出の久徳政和監査委員と共に、各部長・課長から説明を受け、質疑応答により実施したところであります。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算付属書類は、何れも関係法令に準拠して作成され、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類等と照合の結果、適正に執行されているものと認めました。

また、事務事業の執行におきましては、財源確保と経常経費の節減に努めながら、執行されたものと認識しております。

しかし、一部においては、不用額も見られることから、適正な予算執行と共に実情を精査した予算措置を願うものであります。

さて、一般会計及び各特別会計の決算状況であります。公営企業会計を除く歳入総額は371億9,049万円、歳出総額は373億1,448万9千円となり、前年度と比べ、歳入で3.5%の増、歳出で4.3%の増となっております。

歳入歳出差引き額は、1億2,399万9千円の減で、翌年度繰越額4,923万9千円を差し引いた実質収支額は、1億7,323万8千円の赤字であります。

次に、財政構造ですが、まず財政力指数において、20年度は1.085で、前年度の1.106に比べ0.021ポイント低下しております。

経常収支比率は93.7%で、前年度93.3%より0.4ポイント増加しています。

公債費比率は22.1%で、実質公債費比率は、前年度より2.3%悪化し、15.6%となっております。

一般会計及び特別会計の地方債残高は、年度当初の636億9,390万8千円が、年度途中の25億2,699万2千円の借入と、41億1,977万7千円の元金償還額を差引きして、15億9,278万5千円の減額となり、年度末では621億112万3千円となっております。

これを市民1人あたりに換算いたしますと96万351円となります、慎重かつ適切な調達を望むものであります。

次に歳入における収入未済額は、一般会計で7億4,325万2千円、収入率では97.0%と、前年度と比べ、0.6ポイント増加でありました。

特別会計におきましては、収入未済額が、国民健康保険税3億8,145万4千円、下水道使用料その他で7,930万8千円、計4億6,076万2千円となり、一般会計・特別会計の合計では前年度より3,210万5千円減の12億401万4千円の収入未済額が生じております。不納欠損に繋がらないよう更なる努力を要望いたします。

また、不納欠損額においては、一般会計は市税の9,576万6千円を筆頭に、学校給食費負担金122万3千円で計9,698万9千円、特別会計は、

6,410万2千円で、総額1億6,109万1千円の不納欠損処理をされています。

納税者である市民の信頼を損なわないよう、税収入並びに負担金、使用料等においても、公平・公正の原則から、厳正に対処されるよう強く要望するものであります。

次に、会計別の結果について報告いたします。

まず、一般会計の歳入であります。収入率は97.0%で、歳入金額では、前年度比較45億979万3千円、伸び率では20.0ポイントの増となっています。これは諸収入に一時借入金47億円が含まれているため、自主財源の構成比増や義務的経費の構成比の減となっております。

市税については、前年より2億3,757万2千円の減で、市債については12億830万3千円の減となり、一般会計の自主財源は78.4%となりました。

歳出におきましては、執行率94.0%で、前年度より3.7%減の269億498万5千円となり、繰越明許費は15億7,803万2千円でありました。

歳出の性質別状況は、義務的経費が37.8%で、平成16年度の43.3%に比べ5.5ポイント減少し、金額では4億6,680万2千円の減少で、その金額的な対比は、4.4%の義務的経費の減少となりました。

次に、特別会計10会計の全体の歳入101億4,418万2千円の内、一般会計よりの繰出金は、前年度比較6,359万5千円減で、18億3,693万9千円を占めております。

この中で、国民健康保険事業では、保険税徴収率が、滞納繰越分も含め75.9%と悪化しており収入未済額・不納欠損額とも年々増加しており、歳入歳出決算から差引不足額3億3,860万円は翌年度繰上充用金で補填されておりますが、負担の公平性を期する上からも、徴収率の向上に一層の取組みを進めていただきたいと思います。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により審査に付されました基金の運用状況につきましては、その目的に添って管理運営されています。

が、時代を反映して堅実な管理運営を望むものであります。

また、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付されました水道事業会計におきましては、節水型機器の普及、節水意識の高揚、工場の地下水使用割合の増加等により、給水需要が伸び悩んでいますが、企業債の新規借入も無く、有収率も向上し、営業外収益の加入金 6 千 440 万円により、純利益は前年度より 1,933 万 3 千円増の 6,155 万 1 千円を計上し、増収増益になっております。

この結果、当年度未処分利益剰余金は 7,252 万 7 千円となり、議会の決算認定後、このうちから減債積立金へ 400 万円、建設改良積立金へ 5,800 万円を内部留保される予定となっており、黒字決算を計上していますが、今後も有収率の向上と経費削減につながる努力と共に将来的な施設整備等事業計画を基に健全経営を期待するものであります。

次に、財政健全化審査においては、平成 20 年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、マイナス数値となり早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められます。実質公債費比率は 15.6%となっており、早期健全化基準を下回っておりますが昨年度より 2.3%悪化しております。将来負担比率は 327.9%となっており、早期健全化基準を下回っておりますが近い数値となっております。これらについては、新たな起債の抑制と市の財政運営に影響を及ぼす諸課題の慎重な対応により、財政健全化への方策を早期に講じられることを望むものであります。

また、経営健全化審査による資金不足比率につきましては、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計、水道事業会計共に、資金不足は発生しておらず良好な状態にあると認められます。

今後も、更に厳しい経済状況が見込まれますが、平成 20 年度の一般会計・特別会計・水道会計の決算を通じまして、特に次の点においては、今後十分な配慮のもとで取組みされますことを申し述べます。

- ① 財政健全化判断比率には、今回数値として現れておりませんが、今後税収の落ち込みが見込まれ、実質赤字比率が懸念されることから、各会計とも未収金については早期に収納の対応を強化されると共に、不納欠損に陥らないよう更なる努力をされたい。
- ② 栗東市財政再構築プログラムに取組をされている中ではありますが、新たな見直しにより健全な財政運営を目指した取組みに努力さ

りたい。

- ③ 新幹線新駅中止における後継プラン、土地問題は、地元や地権者の意向を充分配慮する中で、一日でも早く本市にとっても有効な土地利用が図れるよう努力されたい。

最後に、4月から8月にかけて実施いたしました各種監査について、ご報告申し上げます。

例月出納検査におきましては各会計とも計数的な誤りは認められておりません。

また、各種監査におきましても計画に基づき執行されており、各部署とも限られた財源の中で業務を工夫しながら執行されており、提出された諸帳簿・書類は、概ね適正に整備されておりました。

残る部署につきましても、21年度監査実施計画に従い順次実施してまいります。

終わりにあたりまして、20年度は元職員の不祥事により、市民の公務に対する信頼を著しく失墜したことを重く受け止め、今後は、二度と起きないように執行体制に万全を期され、市民への信頼回復と再発防止に努められるようお願いすると共に、監査体制の充実もしなければならぬと考えております。

以上、決算審査、その他の結果についてご報告申し上げましたが、今後も、財政の健全確保に努められると共に、限られた財源を有効に活用され、住民福祉の更なる向上を期待して、私の監査報告と致します。

= 以上 =